○柏市公設総合地方卸売市場業務条例施行規則

令和２年３月31日

規則第46号

柏市公設総合地方卸売市場業務条例施行規則（昭和47年柏市規則第28号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第４条）

第２章　市場関係事業者

第１節　卸売業者（第５条―第13条）

第２節　仲卸業者（第14条―第22条）

第３節　売買参加者（第23条―第26条）

第４節　関連事業者（第27条―第34条）

第３章　売買取引及び決済の方法等

第１節　卸売市場の業務の方法（第35条―第44条）

第２節　取引参加者の遵守事項等（第45条―第68条）

第４章　市場施設の使用（第69条―第75条）

第５章　監督（第76条）

第６章　雑則（第77条―第79条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は，柏市公設総合地方卸売市場業務条例（令和２年柏市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は，条例において使用する用語の例による。

（臨時営業又は休業の承認申請）

第３条　卸売業者，仲卸業者又は関連事業者は，市場休業日に営業しようとするとき又は開場日に休業しようとするときは，臨時営（休）業承認申請書を市長に提出し，承認を受けなければならない。

（販売開始時刻及び販売終了時刻）

第４条　条例第７条第２項の規定による販売開始時刻及び販売終了時刻は，次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部類 | 販売開始時刻 | 販売終了時刻 |
| 青果部 | 朝市 | 午前7時00分 | 午前11時00分 |
| 夕市 | 午後3時00分 | 午後5時00分 |
| 水産物部 | 午前5時30分 | 午前11時00分 |
| 花き部 | 午前8時30分 | 午後2時00分 |

２　卸売業者は，前項に規定する販売時間を臨時に変更しようとするときは，販売時間変更等承認申請書を市長に提出し，承認を受けなければならない。

３　卸売業者は，前項の承認があったときは，直ちにその旨を業務取扱上必要と認める者に通知しなければならない。

４　卸売業者は，卸売のための販売を開始しようとするときは，電鈴又は振鈴をもって知らせなければならない。

第２章　市場関係事業者

第１節　卸売業者

（卸売業者の許可申請）

第５条　条例第９条第３項の申請は，次に掲げる事項を記載した卸売業者許可申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(1)　名称及び所在地

(2)　資本金又は出資の額及び役員の氏名

(3)　取扱品目の部類

２　前項の卸売業者許可申請書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　事業計画書

(2)　業務を執行する役員の身分証明書

(3)　登記事項証明書

(4)　定款

(5)　貸借対照表及び損益計算書

(6)　財産目録

(7)　役員名簿

(8)　前２年間の市町村又は特別区の長が交付する納税証明書

(9)　前２年間の決算書

(10)　その他市長が必要と認める書類

３　前項第１号の事業計画書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　資本金又は準備金の額

(2)　使用人の氏名，生年月日及び住所

(3)　業務開始後３年間の取扱品目の取扱見込数量及び金額

(4)　業務開始後３年間の収支計画

（卸売業務許可書の交付）

第６条　市長は，条例第９条第１項の許可をしたときは，当該許可の申請をした者に対し，卸売業務許可書を交付するものとする。

（卸売業者の保証金の額）

第７条　条例第11条の規定による卸売業者の預託すべき保証金の額は，次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部類 | 前年度の卸売金額（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を上乗せした金額をいう。） | 保証金の額 |
| 青果部及び水産物部 | 100億円未満 | 300万円 |
| 100億円以上200億円未満 | 500万円 |
| 200億円以上300億円未満 | 800万円 |
| 300億円以上 | 1,200万円 |
| 花き部 | 5億円未満 | 30万円 |
| 5億円以上10億円未満 | 50万円 |
| 10億円以上 | 100万円 |

（卸売業者の保証金の追加預託通知）

第８条　市長は，条例第12条第１項の規定により卸売業者の預託した保証金に不足が生じたときは，保証金追加預託通知書により当該卸売業者に通知するものとする。

２　条例第12条第１項に規定する市長の指定する期間は，30日以内とする。

（卸売業者の保証金の充当通知及び充当請求）

第９条　条例第13条第１項の規定により，卸売業者の預託した保証金をもって使用料その他市場に関して市に納付すべき金額に充当したときは，保証金充当（領収済）通知書により当該卸売業者に通知するものとする。

２　条例第13条第２項の規定により，卸売業者の預託した保証金をもって弁済を受けようとする者は，保証金充当請求書に債権証票を添付し，市長に請求しなければならない。

（卸売業者の許可の取消しの通知）

第10条　市長は，条例第15条及び条例第66条第１項の規定により卸売業者の許可を取り消したときは，その旨及びその理由を卸売業者許可取消通知書により当該取消しを受けた卸売業者に通知するものとする。

（卸売業者の業務休止等の届出等）

第11条　条例第16条第１項（第１号及び第２号に係る部分に限る。）の規定による届出は，卸売の業務の休止にあっては当該卸売の業務を休止しようとする日の10日前までに，卸売の業務の廃止にあっては当該卸売の業務を廃止しようとする日の30日前までに，卸売業務（休止・廃止・再開）届により行わなければならない。

２　前項の規定により休止していた卸売の業務を再開しようとするときは，卸売業務（休止・廃止・再開）届により市長に届け出なければならない。

３　条例第16条第１項第３号の規則で定めるものは，次に掲げる事項とする。

(1)　名称及び所在地

(2)　資本金又は出資の額及び役員の氏名

４　条例第16条第１項（第３号に係る部分に限る。）の規定による届出は，卸売業者名称等変更届に前項各号に掲げる事項の変更の事実を証する書類を添付して行わなければならない。

５　条例第16条第２項の規定による届出は，解散等届により行わなければならない。

（卸売業者の事業報告書の提出等）

第12条　条例第17条に規定する事業報告書は，事業年度ごとに作成し，当該事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

２　条例第17条に規定する閲覧は，インターネットの利用，事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。

（せり人の届出等）

第13条　条例第18条第１項の規定による届出は，次に掲げる事項を記載したせり人届に当該届出に係るせり人の履歴書を添付して行わなければならない。

(1)　せり人の氏名及び住所

(2)　せり人がせりを行う取扱品目

２　条例第18条第３項に規定する規則で定める記章は，せり人記章とする。

３　市長は，第１項の届出があったときは，当該届出のあった日から30日以内に，せり人届出簿に登載するとともに，当該届出に係る者にせり人証を交付し，せり人記章を貸与するものとする。

４　卸売業者は，第１項の届出に係るせり人が貸与されたせり人記章を亡失し，又は損傷したときは，せり人記章亡失等届により市長に届け出て，再貸与を受けなければならない。この場合において，卸売業者は，その実費を弁償しなければならない。

５　条例第18条第４項の規定による届出は，せり人廃止届により行わなければならない。

６　卸売業者は，前項の届出をしたときは，せり人証及びせり人記章を市長に返還しなければならない。

第２節　仲卸業者

（仲卸業者の許可申請）

第14条　条例第19条第３項の申請は，次に掲げる事項を記載した仲卸業者許可申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(1)　名称及び所在地

(2)　資本金又は出資の額及び役員の氏名

(3)　取扱品目の部類

２　前項の仲卸業者許可申請書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　事業計画書

(2)　業務を執行する役員の身分証明書

(3)　登記事項証明書

(4)　定款

(5)　財産目録

(6)　前２年間の市町村又は特別区の長が交付する納税証明書

(7)　前２年間の決算書

(8)　その他市長が必要と認める書類

３　前項第１号の事業計画書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　資本金又は準備金の額

(2)　使用人の氏名，生年月日及び住所

(3)　業務開始後３年間の取扱品目の取扱見込数量及び金額

(4)　業務開始後３年間の収支計画

（仲卸業務許可書の交付）

第15条　第６条の規定は，仲卸業者の許可について準用する。この場合において，同条中「条例第９条第１項」とあるのは「条例第19条第１項」と，「卸売業務許可書」とあるのは「仲卸業務許可書」と読み替えるものとする。

（仲卸業者章の貸与）

第16条　市長は，仲卸業者が条例第20条第１項に規定する保証金を預託したときは，当該仲卸業者に対し，仲卸業者章を貸与するものとする。

２　仲卸業者は，貸与された章標を亡失し，又は損傷したときは，章標亡失等届により市長に届け出て，再貸与を受けなければならない。この場合において，仲卸業者は，その実費を弁償しなければならない。

（仲卸業者の保証金の額）

第17条　条例第21条第１項の規定による仲卸業者の預託すべき保証金の額は，施設使用料月額の３倍に相当する額以上とする。

（仲卸業者の保証金の追加預託通知）

第18条　第８条の規定は，仲卸業者の保証金の追加預託通知について準用する。この場合において，同条中「条例第12条第１項」とあるのは，「条例第21条第２項において準用する条例第12条第１項」と読み替えるものとする。

（仲卸業者の保証金の充当通知及び充当請求）

第19条　第９条の規定は，仲卸業者の保証金の充当通知及び充当請求について準用する。この場合において，同条第１項中「条例第13条第１項」とあるのは「条例第21条第２項において準用する条例第13条第１項」と，同条第２項中「条例第13条第２項」とあるのは「条例第21条第２項において読み替えて準用する条例第13条第２項」と読み替えるものとする。

（仲卸業者の許可の取消しの通知）

第20条　市長は，条例第22条及び条例第66条第１項の規定により仲卸業者の許可を取り消したときは，その旨及びその理由を仲卸業者許可取消通知書により当該取消しを受けた仲卸業者に通知するとともに，章標を回収するものとする。

（仲卸業者の業務休止等の届出等）

第21条　条例第23条第１項（第１号及び第２号に係る部分に限る。）の規定による届出は，仲卸しの業務の休止にあっては当該仲卸しの業務を休止しようとする日の10日前までに，仲卸しの業務の廃止にあっては当該仲卸しの業務を廃止しようとする日の30日前までに，章標を添付し，仲卸業務（休止・廃止・再開）届により行わなければならない。

２　前項の規定により休止していた仲卸しの業務を再開しようとするときは，仲卸業務（休止・廃止・再開）届により市長に届け出なければならない。

３　条例第23条第１項第３号の規則で定めるものは，次に掲げる事項とする。

(1)　名称及び所在地

(2)　資本金又は出資の額及び役員の氏名

４　条例第23条第１項（第３号に係る部分に限る。）の規定による届出は，仲卸業者名称等変更届に前項各号に掲げる事項の変更の事実を証する書類を添付して行わなければならない。

５　条例第23条第２項の規定による届出は，章標を添付し，解散等届により行わなければならない。

（仲卸業者の事業報告書）

第22条　条例第24条に規定する仲卸業者の事業報告書は，別に定めるところによる。

第３節　売買参加者

（売買参加者の承認申請）

第23条　条例第25条第３項の申請は，次に掲げる事項を記載した売買参加者承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(1)　氏名又は名称及び住所又は所在地

(2)　法人である場合にあっては，資本金又は出資の額及び役員の氏名

(3)　取扱品目の部類

２　前項の売買参加者承認申請書には，次に掲げる申請者の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1)　申請者が個人である場合

ア　履歴書及び写真

イ　住民票の写し

ウ　市町村又は特別区の長が交付する納税証明書

エ　その他市長が必要と認める書類

(2)　申請者が法人である場合

ア　登記事項証明書

イ　定款

ウ　代表者の履歴書及び写真

エ　代表者の住民票の写し

オ　市町村又は特別区の長が交付する納税証明書

カ　従業員名簿

キ　その他市長が必要と認める書類

（売買参加者章の貸与）

第24条　市長は，条例第25条第１項の規定により売買参加者の承認をしたときは，当該売買参加者に対し，売買参加者章を貸与するものとする。

２　第16条第２項の規定は，売買参加者章の亡失又は損傷の届出について準用する。

（売買参加者の承認の取消しの通知）

第25条　第20条の規定は，売買参加者の承認の取消しの通知について準用する。この場合において，「条例第22条及び条例第66条第１項」とあるのは「条例第26条及び条例第66条第２項」と，「仲卸業者の許可」とあるのは「売買参加者の承認」と，「仲卸業者許可取消通知書」とあるのは「売買参加者承認取消通知書」と読み替えるものとする。

（売買参加者の廃止等の届出）

第26条　条例第27条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定による届出は，章標を添付し，売買参加者廃止届により行わなければならない。

２　条例第27条第１項第２号の規則で定めるものは，次に掲げる事項とする。

(1)　氏名又は名称及び住所又は所在地

(2)　法人である場合にあっては，資本金又は出資の額及び役員の氏名

３　条例第27条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定による届出は，売買参加者名称等変更届に前項各号に掲げる事項の変更の事実を証する書類を添付して行わなければならない。

４　条例第27条第２項の規定による届出は，章標を添付し，解散等届により行わなければならない。

第４節　関連事業者

（関連事業者の許可申請）

第27条　条例第28条第２項の申請は，次に掲げる事項を記載した関連事業者許可申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(1)　氏名又は名称及び住所又は所在地

(2)　法人である場合にあっては，資本金又は出資の額及び役員の氏名

(3)　営業の種類及び内容

２　前項の関連事業者許可申請書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　事業計画書

(2)　身分証明書（法人である場合にあっては，その業務を執行する役員の身分証明書）

(3)　履歴書及び写真（法人である場合にあっては，定款及び登記事項証明書）

(4)　財産目録

(5)　前２年間の市町村又は特別区の長が交付する納税証明書

(6)　その他市長が必要と認める書類

３　前項第１号の事業計画書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　資本金又は準備金の額

(2)　使用人の氏名，生年月日及び住所

(3)　業務開始後３年間の収支計画

（関連事業者許可書の交付）

第28条　第６条の規定は，関連事業者の許可について準用する。この場合において，同条中「条例第９条第１項の許可」とあるのは「条例第28条第１項の規定による許可」と，「卸売業務許可書」とあるのは「関連事業者許可書」と読み替えるものとする。

（関連事業者章の貸与）

第29条　市長は，関連事業者が条例第29条第１項に規定する保証金を預託したときは，当該関連事業者に対し，関連事業者章を貸与するものとする。

２　第16条第２項の規定は，関連事業者の章標の亡失又は損傷について準用する。

（関連事業者の保証金の額）

第30条　条例第29条第３項の規定による関連事業者の預託すべき保証金の額は，施設使用料月額の３倍に相当する額以上とする。ただし，冷蔵庫の使用の指定を受けた関連事業者の預託すべき保証金の額は，500万円とする。

（関連事業者の保証金の追加預託通知）

第31条　第８条の規定は，関連事業者の保証金の追加預託通知について準用する。この場合において，同条中「条例第12条第１項」とあるのは，「条例第29条第４項において準用する条例第12条第１項」と読み替えるものとする。

（関連事業者の保証金の充当通知）

第32条　第９条第１項の規定は，関連事業者の保証金の充当通知について準用する。この場合において，同項中「条例第13条第１項」とあるのは，「条例第29条第４項において準用する条例第13条第１項」と読み替えるものとする。

（関連事業者の許可の取消しの通知）

第33条　第20条の規定は，関連事業者の許可の取消しの通知について準用する。この場合において，「条例第22条及び条例第66条第１項」とあるのは「条例第30条及び条例第66条第３項」と，「仲卸業者許可取消通知書」とあるのは「関連事業者許可取消通知書」と読み替えるものとする。

（関連事業者の業務休止等の届出等）

第34条　条例第31条第１項（第１号及び第２号に係る部分に限る。）の規定による届出は，業務の休止にあっては当該業務を休止しようとする日の10日前までに，業務の廃止にあっては当該業務を廃止しようとする日の30日前までに，章標を添付し，関連事業者業務（休止・廃止・再開）届により行わなければならない。

２　前項の規定により休止していた業務を再開しようとするときは，関連事業者業務（休止・廃止・再開）届により市長に届け出なければならない。

３　条例第31条第１項第３号の規則で定めるものは，次に掲げる事項とする。

(1)　氏名又は名称及び住所又は所在地

(2)　法人である場合にあっては，資本金又は出資の額及び役員の氏名

４　条例第31条第１項（第３号に係る部分に限る。）の規定による届出は，関連事業者名称等変更届に前項各号に掲げる事項の変更の事実を証する書類を添付して行わなければならない。

５　条例第31条第２項の規定による届出は，章標を添付し，解散等届により行わなければならない。

第３章　売買取引及び決済の方法等

第１節　卸売市場の業務の方法

（卸売の数量，価格等の公表）

第35条　条例第33条の規定による公表は，インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

（売買取引の方法の公表）

第36条　市長は，条例第34条に規定する売買取引の方法について，インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（せり売の方法）

第37条　せり売は，その販売物品について，品名，産地，等級，数量その他必要な事項を呼び上げ，又は掲示した後でなければ，開始することができない。

２　せり落としは，せり人が最高申込価格を３回呼び上げたときこれを決定し，その申込者をせり落とし人とする。ただし，指値（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。以下同じ。）のある物品については，その最高申込価格が当該指値に達しないときは，この限りでない。

３　最高価格の申込者が２人以上あるときは，抽せんその他適当な方法によって，せり落とし人を決定しなければならない。

４　せり落とし人が決定したときは，せり人が直ちにそのせり落とし価格及びせり落とし人の氏名，商号又は番号を呼び上げなければならない。

（入札の方法）

第38条　入札は，その販売物品について，品名，産地，等級，数量その他必要な事項を呼び上げ，又は掲示した後でなければ，開始することができない。

２　入札をしようとする者（以下「入札者」という。）は，その氏名又は名称，住所又は所在地，買受物品の名称，入札価格その他必要な事項を記載した入札書に封をして，これを卸売業者に提出しなければならない。

３　入札者は，その提出した入札書の引換え，変更又は取消しをすることはできない。

４　卸売業者は，見積価格以上の入札者のうち，最高の価格による入札者を最高価格申込者として決定しなければならない。

５　前項の場合において，最高価格の入札者が２人以上あるときは，さらに入札をさせて定め，なおその入札の価格が同じときは，くじで定める。

６　仲卸業者又は売買参加者が決定したときは，直ちにその氏名又は名称及び価格を呼び上げた後，入札の終了を告知しなければならない。

（異議の申出）

第39条　せり売及び入札に参加した者は，そのせり落とし及び最高価格申込みについて異議があるときは，直ちにその事項を市長に申し出ることができる。

２　市長は，前項の規定による申出について正当な理由があると認めるときは，せり直し又は再入札を命じることができる。

（せり売又は入札の方法によらなければならない割合）

第40条　条例第34条第１号に規定する規則で定める割合は，100分の５とする。

（売買取引の単位）

第41条　売買取引の単位は，青果物及び水産物については重量，花きについては数量によるものとする。ただし，これと異なる取引慣習があるときは，市長の承認を得て当該売買取引の単位を変更することができる。

２　前項ただし書の規定により売買取引の単位を変更しようとするときは，特殊取引単位変更承認申請書を市長に提出し，承認を受けなければならない。

（現品又は見本の提示）

第42条　売買取引は，現品又は見本によって行わなければならない。ただし，現品又は見本によって行うことが困難である場合は，銘柄によることができる。

（販売物品の下見）

第43条　売買取引は，取引参加者にその販売物品の下見をさせた後でなければ，開始することができない。ただし，前条ただし書の規定による場合は，この限りでない。

（決済の方法）

第44条　卸売業者は，受託物品の卸売をしたときは，委託者に対し，その卸売をした日の翌日までに，売買仕切書を送付するとともに代金（受託物品の卸売金額から控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となるべき費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）を控除した金額とする。）を支払わなければならない。

２　前項の売買仕切書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　品目

(2)　等級

(3)　単価（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格をいう。第５号において同じ。）

(4)　数量

(5)　単価に前号の数量を乗じて得た額の合計額

(6)　前号の合計額に係る消費税額及び地方消費税額の合計額

(7)　委託手数料

(8)　委託者の負担となるべき費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(9)　卸売金額から前２号に規定する額の合計額を控除した金額

３　卸売業者は，卸売のための取扱品目の部類に属する物品を買い受けたときは，買い受けた物品の引渡しを受けた日の翌日までにその代金を支払わなければならない。

４　仲卸業者は，市場の卸売業者以外の者から販売のための取扱品目の部類に属する物品を買い受けたときは，買い受けた物品の引渡しを受けると同時にその代金を支払わなければならない。

５　市場における売買取引の支払方法は，送金又は現金によるものとする。

６　前各項の規定は，代金の支払に関し，特約を交わすことを妨げない。

７　市長は，第１項から第５項までに規定する決済の方法について，インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第２節　取引参加者の遵守事項等

（卸売業者による売買取引の条件の公表）

第45条　条例第39条の規定による公表は，次に掲げる事項について，インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

(1)　営業日及び販売時間

(2)　取扱品目

(3)　生鮮食料品等の引渡しの方法

(4)　委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は仲卸業者及び売買参加者が負担する費用の種類，内容及びその額

(5)　生鮮食料品等の卸売に係る代金の支払期日及び支払方法（前条に規定する決済の方法に則したものに限る。）

(6)　奨励金等がある場合には，その種類，内容及びその額（その交付の基準を含む。）

（受託拒否の正当な理由）

第46条　条例第40条に規定する規則で定める正当な理由がある場合は，次のとおりとする。

(1)　販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合

(2)　販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると市長が認める場合

(3)　卸売業者が市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合

(4)　販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し，法令に違反し，若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合

(5)　販売の委託の申込みが条例第39条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合

(6)　販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合

(7)　販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合

ア　暴力団員等

イ　暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用する者

ウ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

（受託契約約款の届出）

第47条　条例第41条第２項の規定による届出は，卸売業務の開始又は受託契約約款の内容の変更後１月以内に，受託契約約款届出書に受託契約約款を添付し，市長に提出することにより行わなければならない。

２　前項の規定により提出する受託契約約款には，次に掲げる事項を定めなければならない。

(1)　委託物品の引渡し及び受領に関する事項

(2)　受託物品の保管に関する事項

(3)　受託物品の手入れ等に関する事項

(4)　受託場所に関する事項

(5)　送り状又は発送案内に関する事項

(6)　受託物品の上場に関する事項

(7)　販売条件の設定変更及びその取扱方法に関する事項

(8)　委託の解除，委託替え及び再委託に関する事項

(9)　委託者の負担すべき費用に関する事項

(10)　支払に関する事項

(11)　条例第46条第３項に関する事項

(12)　前各号に掲げる事項のほか重要なもの

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第48条　条例第42条の規定による公表は，卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について，インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

(1)　その日（市長が定める時刻から翌日の当該時刻までの期間をいう。以下同じ。）の主要な品目の卸売予定数量

(2)　その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

(3)　その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（条例第39条の規定並びに第45条第４号及び第６号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）

２　前項に掲げる事項の公表の時期は，次に定めるところにより行わなければならない。

(1)　前項第１号に掲げる事項にあっては，市長が別に定める時間までに公表すること。

(2)　前項第２号に掲げる事項にあっては，卸売の販売終了後速やかに公表すること。

(3)　前項第３号に掲げる事項にあっては，毎月末日までに前月分の当該事項を公表すること。

（指値その他の条件の明示等）

第49条　卸売業者は，受託物品に指値その他の条件があるときは，販売開始前に，その旨を当該物品に表示し，かつ，上場の際その物品名，出荷者，数量，指値の金額その他必要な事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。

２　卸売業者は，前項の規定による表示及び呼び上げを行わなかったときは，その指値その他の条件をもって仲卸業者又は売買参加者等に対抗することができない。

（委託物品の受領通知）

第50条　卸売業者は，出荷者から委託物品を受領したときは，出荷者に対し，荷受書により直ちに通知しなければならない。ただし，受託契約約款で特別の定めをした場合は，この限りでない。

（物品の上場順位）

第51条　物品の上場順位は，物品の市場到着順とする。ただし，これにより難いときは，この限りでない。

２　卸売業者は，買い受けた物品を同種の受託物品に優先して上場してはならない。

（物品の即日販売）

第52条　卸売業者は，上場できる時までに受領した物品は，貯蔵する場合を除き，当日中に販売しなければならない。

（指値その他の条件のある未販売受託物品の処置）

第53条　卸売業者は，指値その他の条件のある受託物品を相当の期間内に販売することができないときは，その旨を委託者又はその代理人に通知し，その指示を受けなければならない。

２　前項の場合において，直ちに販売しなければ委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは，卸売業者は，販売条件変更届出書を市長に提出し，同項の条件がなかったものとして，当該受託物品を販売することができる。

（仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の届出）

第54条　条例第43条第２項の規定による届出は，毎月20日までに，前月中に卸売をした生鮮食料品等について，仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売結果届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

２　前項に規定する届出書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　品目

(2)　卸売数量

(3)　卸売の相手方

(4)　卸売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）

（市場外にある物品の卸売の届出）

第55条　条例第44条第２項の規定による届出は，毎月20日までに，前月中に卸売をした生鮮食料品等について，市場外にある物品の卸売届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

２　前項に規定する届出書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　品目

(2)　卸売数量

(3)　卸売の相手方

(4)　卸売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）

（受託物品等の確認申請）

第56条　条例第45条第１項の規定による受託物品の確認を受けようとするとき又は条例第53条ただし書の規定により卸売代金（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を上乗せした代金をいう。）の変更の確認を受けようとするときは，受託物品等確認申請書を市長に提出しなければならない。

２　前項に規定する確認は，同項に規定する申請書を提出した者（次項において「申請者」という。）の立会いの上，当該物品の容器の完否，荷造りの状態，個数，内容，重量，鮮度，品質等について行うものとする。

３　市長は，第１項に規定する確認が終了したときは，受託物品等確認通知書を申請者に交付するものとする。

（買受物品の引取違反）

第57条　次の各号のいずれかに該当する場合は，条例第46条第３項の規定による買受物品の引取りを怠ったものとみなす。

(1)　卸売業者が引渡しの準備を完了し，仲卸業者又は売買参加者等に引取りを請求したにもかかわらず，仲卸業者又は売買参加者等が正当な理由がなく，これを引き取らないとき。

(2)　仲卸業者又は売買参加者等の所在が不明のため，引取りの請求ができないとき。

(3)　前２号に定めるもののほか，仲卸業者又は売買参加者等に不当又は不正な行為があったと市長が認めるとき。

（保管費用及び差損金の支払期限）

第58条　条例第46条第３項及び第４項の規定により，仲卸業者又は売買参加者等が卸売業者に支払う保管費用（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）及び差損金の支払期限は，保管費用にあっては仲卸業者又は売買参加者等が物品を引き取ったとき，差損金にあっては卸売業者がその物品の再販売をしたときとする。

（卸売業者以外の者からの物品買入販売の届出）

第59条　条例第47条第３項の規定による届出は，毎月20日までに，前月中に販売した生鮮食料品等について，仲卸業者物品買入販売届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

２　前項に規定する届出書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　品目

(2)　数量

(3)　販売の相手方

(4)　販売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）

（卸売予定数量の報告）

第60条　条例第49条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定による報告は，販売開始時刻の30分前までに行わなければならない。

２　条例第49条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定による報告は，毎開場日の販売終了後速やかに行わなければならない。

３　条例第49条第２項の規定による報告は，毎月20日までに行わなければならない。

（代金の支払に関する特約の届出）

第61条　卸売業者は，第44条第６項の規定により代金の支払について特約を締結したときは，代金支払特約届出書に契約書の写しを添付して市長に届け出なければならない。

（委託手数料の額の設定又は変更の届出等）

第62条　条例第50条第１項の規定による届出は，委託手数料の額の設定を行う場合にあっては市長が別に定める日までに，委託手数料の額の変更を行う場合にあっては委託手数料の額の変更を行う日の属する年度の前年度の９月30日までに，委託手数料の額設定（変更）届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

２　条例第50条第１項の規定による委託手数料の額の設定又は変更は，市長が別に定める区分によらなければならない。

３　条例第50条第１項の規定による委託手数料の額の変更を行うことができる時期は，毎年度４月１日とする。

（出荷奨励金の交付承認申請）

第63条　条例第51条第１項の規定により出荷奨励金の交付の承認を受けようとするときは，奨励金交付承認申請書を市長に提出しなければならない。

（支払猶予の特約締結届出）

第64条　条例第52条第１項ただし書の規定による届出は，支払猶予特約締結届出書に卸売業者が仲卸業者又は売買参加者等と支払猶予の特約をした旨の書面（以下「特約書」という。）を添付して市長に提出することにより行わなければならない。

２　条例第52条第３項の規定による届出は，支払猶予特約変更届出書に特約書を添付して市長に提出することにより行わなければならない。

（完納奨励金の交付承認申請）

第65条　条例第54条第１項の規定により完納奨励金の交付の承認を受けようとするときは，奨励金交付承認申請書を市長に提出しなければならない。

（委託者の不明な物品の処置）

第66条　委託者の不明な物品があるときは，卸売業者は，直ちにその旨を市長に届け出て，当該物品について市長の検査を受けなければならない。

２　卸売業者は，前項に規定する検査を受けた後，市長の承認を受けてその物品を販売することができる。ただし，市長が適当と認めるときは，別に措置を命じることができる。

３　市長は，第１項に規定する検査又は前項に規定する承認をした場合において，利害関係人から請求があったときは，その者に対し，当該検査又は承認の事実を証する書類を交付するものとする。

（非取扱物品受領の場合の届出）

第67条　卸売業者は，条例第５条に規定する取扱品目に属しない物品を受領したときは，直ちにその旨を市長に届け出て，その指示を受けなければならない。

（物品の品質管理の方法）

第68条　市長は，条例第56条に規定する物品の品質管理の方法として，取扱品目の部類及び卸売の業務に係る施設ごとに，次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　施設の取扱品目

(2)　施設の設定温度及び温度管理に関する事項

(3)　品質管理の責任者（以下「責任者」という。）の設置及び責務に関する事項

(4)　前３号に定めるもののほか，卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

２　取引参加者は，前項に規定する物品の品質管理の方法に従わなければならない。

３　第１項第１号の施設の取扱品目並びに同項第２号の施設の設定温度及び温度管理に関する事項は，別表第１のとおりとする。

４　第１項第３号に規定する責任者の設置及び責務に関する事項は，次に掲げるとおりとする。

(1)　卸売業者は，卸売の業務に係る施設ごとに責任者を定め，責任者の氏名を市長に届け出るとともに，当該卸売の業務に係る施設に掲示しなければならないこと。

(2)　責任者は，当該卸売の業務に係る施設の設定温度及び温度管理に関する実施状況について，市長に報告しなければならないこと。

第４章　市場施設の使用

（施設の使用申請）

第69条　条例第57条第１項の規定により市場施設の使用の指定を受けようとする者は，市場施設使用指定申請書により市長に申請をしなければならない。

２　市長は，前項の申請により市場施設の使用を指定したときは，当該申請をした者に対し，市場施設使用指定書を交付するものとする。

３　条例第57条第２項の規定により市場施設の使用の許可を受けようとする者は，市場施設使用許可申請書により市長に申請をしなければならない。

４　市長は，前項の申請により市場施設の使用を許可したときは，当該申請をした者に対し，市場施設使用許可書を交付するものとする。

（市場施設の原状変更等の承認申請）

第70条　条例第58条第１項ただし書の規定により承認を受けようとするときは，市場施設用途変更（転貸）等承認申請書を市長に提出しなければならない。

２　条例第58条第２項に規定する承認を受けようとするときは，市場施設原状変更承認申請書に次に掲げる書類を添付し，市長に提出しなければならない。

(1)　変更しようとする設計図面

(2)　工事見積書

(3)　工事工程表

(4)　その他市長が必要と認める書類

３　市長は，前項に規定する承認をした後であっても必要があると認めるときは，使用者に対し，相当の指示をし，又は変更させ，若しくは除去を命じることができる。

４　第２項の規定により承認を受けた者は，工事等の完成後遅滞なく工事完了届を市長に提出し，検査を受けた後でなければ，これを使用することができない。

（修繕費用の使用者負担）

第71条　第69条第２項の規定による使用の指定又は同条第４項の規定による使用の許可を受けた市場施設のうち，点滅器，蛍光管，扉の取っ手，ガラスその他構造上重要でない部分の修繕に要する費用は，使用者の負担とする。

（工事の施行）

第72条　市長は，市場施設の改修を要すると認めるときは，いつでも工事を施行することができる。

（損害賠償）

第73条　条例第59条本文の規定により市場施設を返還すべき者が，市長の指定する期間内にこれを返還しないときは，その者は，返還期限の翌日から返還を完了する日までの使用料相当額（返還の遅延により本市に損害が生じた場合には，その損害額を加算した額）の損害賠償をしなければならない。

（使用料等）

第74条　条例第61条第１項に規定する市場の使用料は，別表第２のとおりとする。

２　使用面積に１平方メートル未満の端数があるときは，使用面積をそれぞれ１平方メートルとして計算する。

３　条例第61条第４項に規定する日割計算の方法は，月額による使用料にその月において使用した日数を乗じて得た額を30で除するものとする。

（使用料の納期限）

第75条　市場の使用料は，毎月15日までに前月分を納付しなければならない。

２　月の中途で使用を完了するものは，使用完了の日に納付しなければならない。

３　会議室の使用料は，使用の都度納付しなければならない。

４　市長は，特別の事情がある場合においては，前３項の規定による納期限を変更することができる。

第５章　監督

（検査に当たる者の証明書）

第76条　条例第63条第２項に規定する証明書は，柏市公設総合地方卸売市場立入検査員証とする。

第６章　雑則

（誓約書の提出）

第77条　卸売業者は条例第９条第１項の許可を受けたときに，仲卸業者は条例第19条第１項の許可を受けたときに，売買参加者は条例第25条第１項の承認を受けたときに，関連事業者は条例第28条第１項の規定による許可を受けたときに，それぞれ誓約書を市長に提出しなければならない。

（公表事項）

第78条　市長は，次に掲げる場合においては，インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1)　第３条の規定により臨時営業又は休業の承認をしたとき。

(2)　条例第７条第１項ただし書の規定により開場の時間を変更したとき。

(3)　第４条第２項の規定により販売時間の変更を承認したとき。

(4)　条例第９条第１項又は条例第15条の規定により卸売業者の許可又は取消しをしたとき。

(5)　条例第18条第１項又は第４項の規定によるせり人に係る届出があったとき。

(6)　条例第19条第１項又は条例第22条の規定により仲卸業者の許可又は取消しをしたとき。

(7)　条例第25条第１項又は条例第26条の規定により売買参加者の承認又は取消しをしたとき。

(8)　条例第28条第１項又は条例第30条の規定により関連事業者の許可又は取消しをしたとき。

(9)　第41条の規定により売買取引の単位の変更を承認したとき。

(10)　条例第48条の規定により売買を差し止めたとき。

(11)　条例第55条第３項の規定により衛生上有害な物品の販売を差し止め，又は撤去を命じたとき。

(12)　条例第66条の規定により監督処分をしたとき。

(13)　卸売市場に関する法令等の制定改廃があったとき。

(14)　前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認めたとき。

（補則）

第79条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は，令和２年６月21日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（準備行為）

２　条例附則第５項の規定により条例第９条第１項の規定の例により行うことができることとされる場合における条例附則第５項に規定する許可は，この規則の施行の日前においても，この規則による改正後の第５条の規定の例により行うことができる。

別表第１（第68条第３項）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取扱品目の部類 | 施設 | 取扱品目 | 設定温度 | 温度管理に関する事項 |
| 青果部 | 売場 | 野菜，果実並びにこれらの加工品及び付随品 |  |  |
| 保冷庫 | 野菜，果実並びにこれらの加工品及び付随品 | 12度 | 1日につき2回以上定時に設定温度の確認を行うこと。 |
| 倉庫 | 野菜，果実並びにこれらの加工品及び付随品 |  |  |
| 水産物部 | 生鮮売場 | 生鮮水産物 |  |  |
| 大物売場 | まぐろ類及びかじき類 | 取扱品目を取り扱う時においては，15度 |  |
| 加工品売場 | 生鮮水産物の加工品及び付随品 | 取扱品目を取り扱う時においては，15度 |  |
| 花き部 | 売場 | 切り花類，枝物類，鉢物類，種苗類並びにこれらの加工品及び付随品 |  |  |
| 保冷庫 | 切り花類並びにその加工品及び付随品 | 12度 | 1日につき2回以上定時に設定温度の確認を行うこと。 |

別表第２（第74条第１項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 使用料 | 摘要 |
| 市場使用料 | 卸売業者 | 卸売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の2.5に相当する額に100分の110を乗じて得た額 |  |
| 仲卸業者 | 販売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額 | 条例第47条第2項ただし書の規定により販売した場合に限る。 |
| 施設使用料 | 卸売業者売場 | 1平方メートルにつき月額330円（市長が指定する施設にあっては，1平方メートルにつき月額198円） |  |
| 仲卸業者売場 | 1平方メートルにつき月額1,540円（市長が指定する施設にあっては，1平方メートルにつき月額1,000円） |  |
| 買荷保管所 | 1平方メートルにつき月額　198円 |  |
| 業者事務所 | 1平方メートルにつき月額1,188円（市長が指定する施設にあっては，1平方メートルにつき月額726円） |  |
| 荷受事務所 | 1平方メートルにつき月額　836円 |  |
| 業者詰所 | 1平方メートルにつき月額330円（市長が指定する施設にあっては，1平方メートルにつき月額220円） |  |
| 水産加工室 | 1平方メートルにつき月額　1,320円 |  |
| 冷蔵庫 | 1平方メートルにつき月額　1,961円 |  |
| 保冷庫 | 1平方メートルにつき月額　1,100円 |  |
| 倉庫 | 一般倉庫 | 1平方メートルにつき月額　770円 |  |
| 仮設倉庫 | 1平方メートルにつき月額　506円 |  |
| 関連事業者店舗 | 一般食品売場 | 一般食品売場にあっては，1平方メートルにつき月額　1,540円（市長が指定する施設にあっては，1平方メートルにつき1,386円） |  |
| 仮設一般食品売場にあっては，1平方メートルにつき月額　1,000円 |
| サービス店舗 | 1平方メートルにつき月額　1,100円 |  |
| 会議室 | 4時間につき　220円 |  |
| 業者専用駐車場 | 1区画につき月額　2,750円 |  |
| その他の用に供する区域 | 1平方メートルにつき月額　44円 |  |

備考　市場使用料及び施設使用料は，消費税額及び地方消費税額を含んだ額とする。